

種別	現行基準	改正基準案	理由	解説に入れ込む内容
<p>養育家庭</p> <p>専門養育家庭</p> <p>親族里親</p> <p>養子縁組里親</p>	<p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。</p> <p>(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。</p>	<p><案1></p> <p>—(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数に配慮した適切な環境が確保されることが見込まれること。</p> <p>—(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であること。</p> <p><案2></p> <p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数に配慮した適切な環境が確保されることが見込まれること。</p> <p>(2) 住居の広さは、「住生活基本計画（全国計画）」に定める最低居住面積水準（別紙）以上であること。</p> <p><案3></p> <p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数に配慮した適切な環境が確保されることが見込まれること。</p>	<p><案1></p> <p>これまで、「家族構成に応じた適切な広さ」としていたが、その際に配慮すべき年齢等の事項を(1)に記載。また、都はこれまでも居室が2室10畳以上あることを最低要件としていたことを鑑み、当該要件を(2)として引き続き基準に入れ込む。</p> <p><案2></p> <p>(1) は案1同様。世帯人数に応じた適切な住居の広さを確認するため、これまでの2室10畳ではなく、国の「住生活基本計画（全国計画）」に定める最低居住面積水準（別紙）を基準とする。</p> <p><案3></p> <p>(1) は案1同様。国が住居の広さについては要件を定めないことを鑑み、具体的な面積基準を削除。ただし、別途解説において、求められる「住居の広さ」について記載する必要あり。</p>	<p><共通></p> <p>○現時点及び児童を受託した場合の各居室の用途を確認すること。</p> <p>○住居の広さ、間取りについては、住宅の平面図等により確認すること。ただし、平面図等による確認ができない場合には、面積が分かる間取図を作成してもらい確認すること。</p> <p><案2></p> <p>(2) を算定する際の世帯構成員には、希望児童年齢に応じた児童1名を加えることとする（希望児童年齢に幅がある場合はそのうちの最高年齢の児童とする。）。</p> <p><案3></p> <p>○住居の広さについては、原則として「住生活基本計画（全国計画）」に定める最低居住面積水準（別紙）を満たしているかを確認すること。なお、算定する際の世帯構成員には、希望児童年齢に応じた児童1名を加えることとする（希望児童年齢に幅がある場合はそのうちの最高年齢の児童とする。）。</p>
	<p>【国の要件】</p> <p>住居の要件については、特に定めていない。</p>			